

第50回鎌倉市景観審議会議事録

日 時 令和4年(2022年)1月28日(金)

午後2時30分～午後4時45分

場 所 鎌倉生涯学習センター 第5集会室

出席委員：(現地) 志村会長、水沼委員、中西委員、竹内委員、奈須委員

(オンライン) 尾渡委員、田邊委員、中杉委員

事務局：杉浦次長、奥山課長、國兼係長、前田指導監、齋藤主事

平井主事、宮崎職員、藤本職員

傍聴者：なし

オブザーバー：なし

配布資料：資料1一式 景観重要建築物等の指定範囲の変更について(三河屋本店)

資料2一式 景観重要建築物等の指定範囲の変更について(加賀谷邸)

資料3一式 鎌倉市屋外広告物条例第5条(禁止地域等)のうち市長が指定する地域等の指定について

資料4一式 鎌倉市屋外広告物条例第9条(適用除外)のうち規則で定める事項について

資料5一式 鎌倉市屋外広告物条例の運用について

<1 前回議事録の確認について>

事務局より、出席状況及び配布資料の確認、オンライン会議における注意点の説明を行った。その後、第49回鎌倉市景観審議会の議事録について確認を行った。

<2 議題>

(1) 諮問事項 景観重要建築物等の指定範囲の変更について(三河屋本店)

[事務局から資料に基づき、景観重要建築物等(三河屋本店)の指定範囲の変更について説明]

[委員] 新たな用途に応じた減築の後に増築することを現地視察でも確認している。減築及び指定範囲の変更について特に問題はない。

以前の案と比べると、景観上及び内部に配慮が見受けられる。保存活用においても、この建築物の歴史的価値を生かせるような計画を期待している。

[会長] 歴史的魅力のある部分に関しては極力残していると見受けられる。難しいとは思いますが、魅力的な部分は可能な限り残して、現物が残せないものについても、記録や写真等を残し、建物全体の歴史を伝えていくべきである。また、用途が変わるため、かつて酒屋だった時代のストーリーについても伝えられると良い。

[委員] 敷地裏側の道路幅を広げざるを得ないのは防災上仕方ないが、歴史的価値や風情の面では非常にもったいない。本当に4mが合理的なのか。鎌倉は細い道が魅力の一つでもあるため、今回は間に合わないと思うが、地域の防災機能を果たしながらも、風情と両立させる方法を探すべきと考える。

[会長] 防災優先で考えると、空間的な魅力と引き換えになるのはなかなか難しい問題であ

る。セットバックを行うにしても、元の幅員部分とデザインを変える等、記憶や歴史を伝える工夫はできる。歴史の伝え方にもう少しバリエーションを持つべきである。

また、ソフト面の充実によるカバーも考えられる。鎌倉らしい考え方を議論していく必要がある。

〔委員〕 建築基準法の特例の使用を辞さない姿勢も必要である。

〔委員〕 今回の審議の対象については問題ない。しかし、通常建築物は、敷地内の庭園や植栽と一体で設計施工される。三河屋本店においても酒屋と関わりの深い黒松があり、おそらく建物より前からあるものである。そこに大事なストーリーがあるのではないかと。難しいことではあるが、今後も建物と一体となった歴史や文化がある庭や植栽があれば、極力活かす方法を考えるべきである。

〔会長〕 意外にランドスケープに目がいくことは少ない。鎌倉市には立派な庭のある家も多く、緑を大事にする街としても標榜しているため、今後は市街地の樹木や植栽の状況に関心を持って取り組む必要がある。

〔事務局〕 今回、鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を初めて使う事例として、第46回景観審議会での意見を踏まえて検討を重ねている。

都市計画、敷地及びランドスケープの視点での意見については、今後事業者と協議をして検討を進める。

〔委員〕 戦前期の鎌倉の商家の屋敷構えとして残っている稀有な例のため、塀のセットバックは仕方ないとしても、全体をしっかりと記録してほしい。

市内、特に若宮大路沿いで他に残っている例はあるか。

〔会長〕 おそらくない。

〔委員〕 最後の一例であれば、ぜひ記録を残してほしい。

〔会長〕 以上、議題（１）の諮問事項について了承ということでよろしいか。

〔一同〕 異議なし。

〔会長〕 それでは議題（１）の諮問事項は了承とする。

（２）諮問事項 景観重要建築物等の指定範囲の変更について（加賀谷邸）

〔事務局から資料に基づき、景観重要建築物等（加賀谷邸）の指定範囲の変更について説明〕

〔事務局〕 2階を減築して屋根勾配が変化することによって生じる外壁の見付け部分について、全面ささら子下見板張りとする立面のバランスが良くない、と●●委員から事前に意見を頂いた。そのため、上部は漆喰風塗り壁、下部を全面ささら子下見板張りとする案を検討している。こちらについても意見を頂きたい。

〔委員〕 現地視察もしたが、2階部分の増築はかえって景観を損ねているため、減築については問題ない。北側の減築に関しても問題ない。

また、軒下はささら子だけでは広すぎて違和感がある。そもそも和風建築においてこの部分が高すぎるのはあり得ないが、丁寧な復元に基づいてこの高さになってしまふのであれば、●●委員の提案もやり方の一つである。漆喰と下見板のプロポーシオンは、周辺の建築物も考慮しつつ、自然に見えるように検討すべきである。

〔会長〕 白壁を入れると、2階があるような誤解を与えてしまいかねないため、比率は検討した方がよい。指摘のとおり、実際は下から見上げることになる。

〔委員〕 下から見ると、この白い部分がさらに広く見える。

リアルな復元ではないが、より良い景観になるように検討するのが良い。

〔会 長〕 簡単な模型をつかって検討すると望ましい。下から見上げるシミュレーションをした方が良い。

〔委 員〕 この棟はこれより低くならないのか。

〔事務局〕 構造設計者からもこの形と聞いている。

〔委 員〕 よく検討していただきたい。

〔事務局〕 設計者に伝える。

〔委 員〕 南側については議論しているが、北側の仕上げ案は見せてもらえるか。

〔事務局〕 北側立面図は用意していないが、北側については、南側と同じように下見板張りで前面をふさぎ、一部通用口の開口部を設けるかもしれないと聞いている。

〔会 長〕 2階を外してしまうので、南側は大きく変わるが、北側は現状とほとんど変わらない。

〔委 員〕 境界塀を壊しているが、ここはどうするのか。

〔事務局〕 現状、古いブロック塀等については除却している。昔あった土塀は台風で崩れてしまった。事業者からは防音性を踏まえて生垣にしたいと聞いている。

〔会 長〕 生垣越しにどう見えるかは景観的に気になるところである。

〔事務局〕 北側図面については、後日送付する。

〔会 長〕 以上、議題（2）の諮問事項について了承ということによろしいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔会 長〕 それでは議題（2）の諮問事項は了承とする。

（3）諮問事項 鎌倉市屋外広告物条例第5条（禁止地域等）のうち市長が指定する地域等の指定について

〔事務局から資料に基づき、条例施行に向けた全体スケジュール及び鎌倉市屋外広告物条例第5条（禁止地域等）のうち市長が指定する地域等の指定について説明〕

〔委 員〕 「建造物の敷地に加え、その周辺50m以内」は建造物の敷地の外側50mか。建造物から50mか。

〔事務局〕 敷地の定義にもよるが、建造物の敷地境界から50mである。

〔委 員〕 その場合、敷地の概念はどのようになるか。

〔事務局〕 基本は建築基準法の敷地を想定している。ただ、鶴岡八幡宮のように、建築基準法の敷地が建造物より広大な範囲である場合、50mの範囲を全面禁止すると影響が大きいため、商業系許可地域を除外した。県条例上では、建造物からの影響を重視しているが、50mだと範囲が狭すぎる可能性もあるため、現在、運用上の扱いについて検討を重ねているところである。

〔会 長〕 一般市民や事業者に分かりやすい定義にするべきではないか。

〔委 員〕 今出ている指定図面より詳細な図面は作成するのか。原則は条例であるが、指定図面を別に定めた方が、運用上良いのではないか。

〔事務局〕 県条例の運用では、指定建造物と禁止地域50mは明確に示されていなかった。市条例では、指定建造物と禁止地域を明示していきたい。

〔会 長〕 権限移譲によって明確になるのは良い。

〔会 長〕 以上、議題（3）の諮問事項について了承ということによろしいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔会 長〕 それでは議題（３）の諮問事項は了承とする。

〔４〕 諮問事項 鎌倉市屋外広告物条例第９条（適用除外）のうち、規則で定める事項について
〔事務局から資料に基づき、鎌倉市屋外広告物条例第９条（適用除外）のうち、規則で定める事項について説明〕

〔委 員〕 寄贈者の名前については適用除外にしているが、銅像やパブリックアートの作者の名前はどのように扱うのか。都内では、これらが許可の対象となることが課題になっている。

〔事務局〕 鎌倉市では今のところ課題になった事例はない。今回の趣旨はクラウドファンディングの看板を設置する事例が増えている中、寄贈者名の面積が看板の20分の1という規定が実態に合わなくなったため、10分の1以上に緩和をしたものである。●●委員のご指摘については、実例を調査した上で、運用方法を検討する。

〔会 長〕 総じて、県条例よりも厳しくなっている部分が多いが、少し厳しすぎるという意見はないか。

〔事務局〕 基本的には県条例の基準を踏襲しているが、県条例で取扱いが定まっていないものについては新たに基準を設定している。特に、光源を有する広告物については、細かく規定していくことを検討している。また、古都鎌倉特定区域では、屋上広告物や自己用外広告物の設置を禁止とするなど、現行基準とのバランスに留意しながら実態に合った基準を設定している。

〔会 長〕 これまでお願いしてきた内容を明文化したというイメージで良いか。

〔事務局〕 そのとおりである。景観計画の配慮事項を明文化し、ガイドラインの運用により誘導したいと考えている。

〔会 長〕 事業者にとっても分かりやすくなる。

以上、議題（４）の諮問事項について了承ということでよろしいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔会 長〕 それでは議題（４）の諮問事項は了承とする。

〔５〕 報告事項、鎌倉市屋外広告物条例の運用について

〔事務局から資料に基づき、ア 鎌倉市屋外広告物条例施行規則について説明〕

〔会 長〕 条例条文と関係ないが、屋外広告物の指導員は、公募の市民なのか。それとも専門家を雇うのか。

〔事務局〕 指導員は、将来的には市民や委託業者にお願いしたいが、当面は市の職員を任命して対応していく。

〔会 長〕 トラブル等の心配があるため、職員がいると安心である。

〔事務局〕 市民による除却の協力は、条例第44条に違反屋外広告物除却協力員の規定を設けている。

〔委 員〕 県の規則と比べて、特徴的なところはどこか。

〔事務局〕 規則第7条の「軽微な変更」では、新しい技術の広告についても管理行為に追加している。

規則第9条の「点検」では、災害等の多さを踏まえて点検項目を増やし、また、点検者の資格についても、茅ヶ崎市等を参考に拡大している。特定屋外広告物安全管

理者の設置についても資格要件を拡大している。県も資格要件の拡大に際し、現在、パブリックコメントを実施している。

また、規則第15条の「公表」を市の独自規定として入れており、それに伴う意見陳述の機会の付与についても規則で定めている。

規則第30条のエリアマネジメント広告に関する「手数料の免除」についても市独自の規定である。

規則第31条の「違反屋外広告物指導員」は、観光地ならではの違反広告物に対応するため規定している。

〔事務局から資料に基づき、イ 鎌倉市電車・路線バスの車体利用ラッピング広告物ガイドライン、ウ 鎌倉市電車・路線バスの車体利用ラッピング広告部自主審査実施要項、エ 鎌倉市公用車広告デザインガイドライン等について説明〕

〔委員〕 図と地の議論はそもそも必要か。自然の景観を地と捉えて、車体広告を図として捉えたと、広告の方が派手にしても良いと解釈できてしまうのではないか。

〔事務局〕 ラッピング広告物のガイドラインは、県のを踏襲している。路線バスの広告は、道路運送車両法の登録を受けた市の許可を得て表示できるが、県内の他市町村の考え方と乖離があるのも問題である。そのため、大筋は神奈川県の内容に沿って、色彩部分については鎌倉市景観計画を落とし込んでいる。ただ、ご指摘のとおり、図と地の捉え方については、再度検討する。

〔委員〕 派手にしても良いという誤解のないように運用してほしい。

〔委員〕 バス、電車両方のガイドラインに「路線のあらゆる景観と調和したデザインとする」との文言があるが、実際には不可能である。どのように運用されるのか。

〔事務局〕 県条例のガイドラインを踏襲した文言であるが、運用上は実態に合わせて協議をしていく。ただ、ご指摘のとおり、ガイドラインの表現についても運用上の取扱いと併せて整理する。

〔委員〕 運用については、複数人が集まって審査するものなのか。その方が市だけの審査よりも良いのではないか。また、フルラッピングが認められているが、広告目的だけでなく、車両全体のデザインとしてのフルラッピングは認めてほしい。技術的にもフルラッピングの方がやりやすい。

〔事務局〕 審査については、掲出者が自主審査委員会を設置し、自主審査基準を策定した後、それに基づいて市と協議をする仕組みをとる。

〔委員〕 それは市に申請をする前か。

〔事務局〕 そのとおりである。

〔委員〕 最終的に市が判断する前の段階について聞きたい。解釈が難しい場合、最後に景観審議会で決めるような仕組みはあるのか。

〔事務局〕 検討事項がある場合については、景観アドバイザーの意見聴取や景観審議会への意見聴取ができる規定がある。ただ、景観審議会は回数が限られているため、まずは景観アドバイザーに相談することを検討している。

フルラッピングの意見については、現状でも車体の色と合わせることでフルラッピングに見せる仕組みもあり、運用の解釈上、難しいものである。物件ごとに検討していきたい。

〔委員〕 現状のフルラッピングでも実際には結局車体の色を変えている。

〔会 長〕 現実と文章の解釈については協議するべきである。

〔事務局〕 事例の江ノ電カール号は、全体をラッピング広告にしている印象を持つが、実は車体の色を工夫している。ただ、●●委員の指摘のとおり、施工上、全体をラッピングした方が良い場合もあるため、引き続き交通事業者と協議し、運用について検討していく。

〔委員〕 広告掲載要綱の第12条に広告審査会が位置付けられているが、景観審議会との関係はどうか。新しい素材やサイネージなどの予想外のものが出る可能性を考慮すると、広告審査会の前段階で景観アドバイザーに相談する制度を運用できるのが良い。また、広告掲載要綱の第3条に車体広告は含まれているのか。

公用車広告、広告旗のガイドラインに「彩度6を超える色彩は使用できない」と記載されているが、アクセントカラーやロゴタイプについては認めるとしている。バナーフラッグの背景の赤色や袴の青色は彩度6を超えているように見えるが、「彩度6以下」についてはどのように解釈しているか。アクセントカラーの面積等を定めなければ、運用は難しいのではないか。

〔事務局〕 鎌倉市広告掲載要綱及び広告掲載基準については、市有財産等に設ける基準であり、公用車の広告デザインガイドラインは要綱の第4条（8）美観風致を害するおそれがあるもの、に紐づけるものとして作成している。公用車については、要綱第3条（4）その他広告媒体として活用できる市有資産の一部と解釈している。

課題等が発生した際には、広告審査会を活用することになるが、公用車については景観に与える影響が大きいため、景観審議会やアドバイザーの意見を事前に確認したいと考えている。

また、鎌倉市景観計画の配慮事項で彩度6以下にするよう定めているが、運用上では、アクセントカラーの面積割合を定め、使用を認めている。

バナーフラッグについては次項で説明する。

〔事務局から資料に基づき、オ 鎌倉市商店会等の街灯柱へ添架する広告旗表示ガイドラインについて説明〕

〔事務局〕 現在、掲出しているバナーフラッグの色彩は、実証実験であるため、敢えて彩度がやや高い色を用い、グラデーションや明度差のある三つ鱗を入れている。地元の商店会や自治会を対象に、現在、実施中であるアンケート調査の結果は、商店会の自主審査基準の基礎資料とする。

〔会 長〕 意見等はよろしいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔事務局から資料に基づき、カ その他照明を付帯する広告物に係るガイドラインの検討について説明〕

〔会 長〕 カについては、本日は説明のみとし、次回の景観審議会の際に諮問や意見聴取を行う予定である。

以上、議題（5）の報告事項について了承ということによろしいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔会 長〕 それでは議題（5）の報告事項は了承とする。

これにて第50回鎌倉市景観審議会を終了とする。